

ORIX ETCカード会員規約 新旧対比表

会員規約の主な改定箇所は以下の通りです。

条項	現行	改定後
第2条	①「マイレージカード」とは、本カードのうち、道路事業者に対するETCマイレージサービスのユーザー登録がなされた本カードをいいます。なお、マイレージカードにつき本会員はAMSが特に認めた場合を除き、マイレージ利用規約所定の自動還元サービスの登録もし、かつ、これを維持しなければならないものとします。	①「マイレージカード」とは、本カードのうち、道路事業者に対するETCマイレージサービスのユーザー登録がなされた本カードをいいます。なお、マイレージカードにつき本会員はマイレージ利用規約所定の自動還元サービスの登録もし、かつ、これを維持しなければならないものとします。
第3条-1	本会員となる者は、AMSが所定の審査の結果、承認した法人および個人事業者に限るものとします。	本会員となる者は、AMSが所定の審査の結果、承認した法人に限るものとします。
第12条-1		④本カードを紛失、もしくは盗難により当該本カードによりマイレージサービスが利用されたことによって本会員に発生した損失については本会員の負担とし、当社は責任を負わないものとします。
第31条	反社会的勢力の排除	反社会的勢力等の排除
第31条-1		⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪(以下犯罪という)に該当する罪を犯した者。
第31条-2		③犯罪に該当する罪に該当する行為。
第34条	本規約が改定され、AMSより本会員へその内容の通知(電磁的方法を含む)をし、または新たな会員規約を送付したのちに本会員が本カードを利用したときは、本会員は本規約の改定を承認したものとみなします。	AMSは、必要と認めた場合に本規約を随時改定することができるものとし、改定を行った場合には改定規約をオリックス自動車のウェブサイト(https://www.orix.co.jp/auto/customer.htm)に速やかに公開するものとします。改定日以降、本会員が何らの異議も申立てず本カードを利用したときは、本会員は本規約の改定を承認したものとみなします。なお、本会員が何らかの異議を申し立てた場合、ORIX ETCカード会員制度から退会の意思表示とみなし、退会手続完了までの間は、改定前の本規約を引続き適用します。
【個人情報の利用目的】		
第1条	①AMSカード・ORIX ETCカードなどのAMSの事業につき、お客様からの申込、お客様へのAMSからの提案などお客様との商談に当たり、適切な対応を行うため。	①AMSカード・ORIX ETCカードなどのAMSの事業(事業内容はオリックス自動車ウェブサイト(http://www.orix.co.jp/auto)をご確認ください)につき、お客様からの申込、お客様へのAMSからの提案などお客様との商談に当たり、適切な対応を行うため。
第1条	④AMSから、AMSおよびオリックスグループ各社ならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。	④AMSから、AMSおよびオリックスグループ各社(オリックス株式会社ならびに法令等に基づくオリックス株式会社の連結決算および持分法適用の対象会社)ならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
【共同利用者の利用目的】		
第1条	③オリックスグループ各社の取り扱う商品・サービスのご紹介・ご提案のため。	③オリックスグループ各社の取り扱う商品・サービス(詳細は「事業・サービス紹介」(http://www.orix.co.jp/grp/business)をご確認ください)のご紹介・ご提案のため。